公益社団法人　伊豆の国市シルバー人材センター正会員・賛助会員会費規程

（目　的）

第１条　この規程は、公益社団法人伊豆の国市シルバー人材センター定款第７条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

（会費の額）

第２条　正会員及び賛助会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

（１）正会員は、年額2,000円とする。

（２）賛助会員は、法人にあっては年額１口2,000円とし、個人にあっては年額１口2,000円とする。

（３）前各号の会費については、病気等の理由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。

（納入期日）

第３条　会員は、年１回６月末までに納入するものとする。

２　ただし、新規入会申込者は、理事長に承認された後、１ヶ月以内に納入するものとする。

（会費の使途）

第４条　会費は、一事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

（委　任）

第５条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会で定める。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成２５年４月１日より施行する。

この規程は、平成２９年４月１日より施行する。